**補助金交付事務の流れ**

内示

契約の方法について

契約は、原則として一般競争入札で行うこととする。しかし、売買、請負契約でその予定価格が次の各号に掲げる額を超えないときは競争入札の方法によらず、相手方を複数選んで、見積合せをすることで契約締結することができる。

（１）工事又は製造の請負価格が250万円を超えないもの。

（２）財産の買い入れ価格が160万円を超えないもの。

また、予定価格が50万を超えない売買、請負契約については、単数見積で契約締結することもできる。

なお、競争方法の入札によらず、売買、請負契約を行うに当たって、社会福祉法人等の経理規定等で上記の基準額よりも厳しく定めている場合は、社会福祉法人等の定めによること。

入札

契約

交付申請書の提出

交付申請書提出

**提出時期：内示通知に記載の期限までに提出**

※やむを得ない理由で遅れる場合は、その旨事前に都の承諾を得ることとし、都の事前承認なく期日を過ぎた場合は、内示が無効になるので、注意をすること。

都：書類審査⇒交付決定通知

実績報告書の提出

実績報告書提出

**提出時期：補助事業完了後10日以内（遅くとも令和６年4月10日まで）**

※やむを得ない理由で遅れる場合は、その旨事前に都の承諾を得ることとし、都の事前承認なく期日を過ぎた場合は、交付決定が無効になるので、注意をすること。

都：書類審査・現地調査⇒額の確定通知

現地調査

実績報告提出後、都が指定する日に実施する予定。

請求

「支払金口座振替依頼書」が必要になる。

「支払金口座情報登録依頼書」（提出書類一覧１６）を施設整備担当に提出し、発行を受けること。

都：支払

※審査の進捗状況によっては、事務手続きに日数を要する場合もありますので、予めご了承お願い致します。